

その他の記事
消費生活サポーターコーナー … P 3
消費者センターからのお知らせ … P 4

18歳成年で消費者教育がますます重要に！ 契約前によく考える力を身につけましょう

馬橋どんどやき (提供: 広報課)

成年年齢を20歳から18歳に引き下げる決まりが、2022年4月に施行されます。大人になると、消費生活の上でどのような注意が必要でしょうか。そこで今回は、成年前後の消費者トラブルの現状と知っておきたい情報についてお伝えします。

成年直後に増える!? 契約トラブルの相談

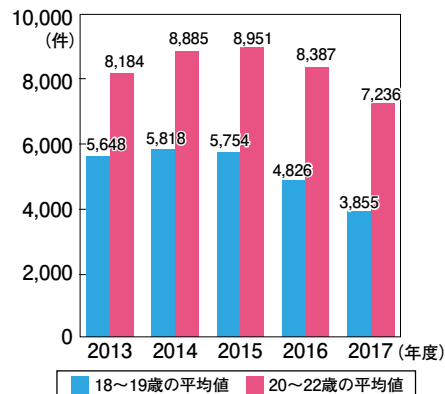
大人になったばかりの若者は、契約の知識や経験がまだ十分でないため、内容をよく理解しないまま契約をすることがあります。契約当事者の相談件数を18～19歳と20～22歳で比較すると、全国的に相談件数は急増する傾向があります。

これは、民法上未成年の間は、保護者の同意なく結んだ契約は一定の条件を除き取り消すことができますが、大人になると保護されなくなるからと考えられます。

未成年者取り消しが使えなくなることを狙って勧誘する悪質業者もいますので、成年年齢が引き下げられると、18歳以上の消費者トラブルの増加が懸念されます。



契約当事者18-22歳の年度別消費者相談件数



平成30年度版消費者白書

(備考) PIO-NETに登録された消費生活相談情報 (2018年3月31日までの登録分)。

<未成年者契約の特徴>

- 未成年者の契約には、原則として保護者(法定代理人)の同意が必要。
- 未成年者が法定代理人の同意を得ないで結んだ契約は、原則、法定代理人が取り消したり確定したりできる。

関連条文 民法5条、120条、122条

杉並区立消費者センター 発行

〒167-0032 杉並区天沼3-19-16 ウェルファーム杉並 3階

TEL 3398-3141 FAX 3398-3159

ホームページ <http://www.city.suginami.tokyo.jp/shohisha/>



身につけたい「契約前によく考える力」

契約トラブルを回避するには、契約前によく考えるということに尽きます。そのためには「契約の大原則」や「消費者トラブルの事例・情報」を知ることが大切です。

契約の大原則とは？

契約とは、法律として守らなければならない約束ごとです。お互いが合意（申し込みの意思表示と承諾の意思表示）すれば、言葉だけでも契約したことになります。一度契約をすると、自分の都合で一方的に取り消すことはできません(*)。契約するかどうか、誰とどのような内容の契約をするかは、自由に決めることができます。

(*) 訪問販売や電話勧誘販売、マルチ商法など、特定の契約を結んでしまった場合には、クーリング・オフ制度があります。

事例や情報はどこから得るの？

悪質商法等の手口はますます巧妙になっており、だれでもトラブルにあう可能性があります。いざという時に正しい対応ができるよう、日頃からWEBサイトやニュースなどで事例や注意喚起情報などを得ておきましょう。事例や注意喚起の情報源には、以下などがあります。

■杉並区立消費者センター

<http://www.city.suginami.tokyo.jp/shohisha>

■東京都消費生活総合センター

<https://www.shouhiseikatu.metro.tokyo.jp/center/>

■国民生活センター

<http://www.kokusen.go.jp/>

■消費者庁

<http://www.caa.go.jp/>

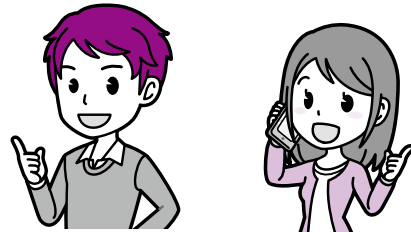
よく考える力とは？

消費者は、商品やサービスを選ぶという消費行動で、社会や経済に大きな影響を及ぼすことができます。例えば、「事業者が法令を遵守しているか」「商品は環境に配慮されているか」「生産工程などに労働搾取がなく倫理的か」などの視点を持ち、選んでいくことが大切です。

また、消費者トラブルにあわないためには、次のようなことがあげられます。

- 今、本当に必要なかを考える
- 場の雰囲気にならされない
- さまざまな方法で情報を集める
- 販売者(勧誘者)、購入手段、支払方法などを調べる
- 比較検討する＝金額、品質、安全性、信用性などを多角的に
- 信頼できる人に相談する
- きっぱりと断る勇気を持つ

「長期間の契約」や「経済情勢によって損失を被る可能性のある契約」は、特に慎重な判断が必要です。もしも消費者トラブルにあった時は、すぐに消費者センターに相談しましょう。

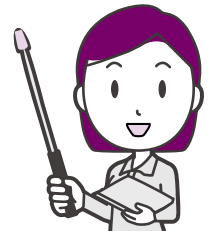


(参考：内閣府、消費者庁、東京都消費生活総合センター)

繰り返し学びの機会を持つ

杉並区では消費生活に関する知識の習得のため、一般向けや学校向けの講座、教材の提供などを行っています。情報は、杉並区立消費者センターのホームページにて随時更新しています。

また、3月11日(月)～14日(木)の期間、区役所1階ロビーで消費生活パネル展を開催し、消費生活に関するリーフレットやグッズを配付します。どうぞお立ち寄りください。



▲くらしのお助けガイド



▲契約クイズ



▲訪問販売お断りシール



▲出前講座の様子

災害に備えて上手に備蓄

ローリングストックを始めましょう



災害時に役立つ食料の備蓄。でも、気づいたら賞味期限切れという経験はありませんか？ ローリングストックは、日常生活の中に食料備蓄を取り込むという考え方です。普段から少し多めに食材・加工品を買い置きし、使った分だけ買い足していくことで、常時一定量の食料を備蓄して、期限切れなどの食品ロスも防ぐことができます。

今回は、消費生活サポーターが実践しているストック方法を紹介します。

Yさん宅

保管場所を決める

Tさん宅



キッチンの食器棚の下に食品庫コーナーを作り、かごで分別。この中に入る量だけストックしています。

日用雑貨のストック



トイレットペーパー、ティッシュペーパー、掃除用洗剤など、バス・トイレ・洗面周りの雑貨も、棚に入る分量を買い置きしています。

食材を種類別に分ける

かごには、「主食」、「粉末のもの」、「缶詰類」、「賞味期限の近いもの」に分けて食材を入れます。賞味期限の近いものは早めに使います。



Fさん宅

個別に必要なもののストック

使い勝手を考えて食材を選ぶ



スキムミルクや野菜ジュースは、飲料のほかスープも作れるので便利です。主食は変化がつくよう、パン、ご飯、お餅、マカロニなど種類多めにストックしています。ドライフルーツや真空パックのフルーツピューレは、生の果物代わりに使っています。



小麦粉アレルギーのため、グルテンフリーの粉物（米粉やホットケーキ粉など）、ソース類（トマト、ホワイトなど）を1つのかごに入れてストックしています。

災害時の食事や調理には、ラップやホイル、食材の保存袋などが役立ちます。キッチン雑貨も保管場所を決めて少し多めにストックしておきましょう。

冬場は携帯カイロも必需品です。何をストックするとよいかは、季節、家族構成や年齢、生活スタイルによって変わる場合があります。各家庭に必要な物をリストアップして、日常の買い物で少しずつ買い足しながら災害に備えてみてはいかがでしょうか。



こんな相談がありました!!

香り(柔軟仕上げ剤など)に関する相談が増えています

近年、香り付きの柔軟仕上げ剤など、香りを付けるための商品や香り付き商品が多く発売されています。それらにおいて不快を感じたり、化学物質などによる健康への影響を感じている方もいます。公共の場などで、香り付きの商品を使用する際は、他の人への配慮を忘れないようにしましょう。

事例

■事例1

「柔軟仕上げ剤を使用したところ、咳が止まらない。」

■事例2

「隣人の洗濯物のおいがきつ過ぎて気分が悪くなる。」

■事例3

「これまでアレルギーなどなかったのに、柔軟仕上げ剤のおいを嗅ぐと頭痛や吐き気がする。食欲も低下してきている。」



消費者へのアドバイス

①自分がにおいに敏感な場合は、商品選択の際、商品表示をしっかりと確認しましょう。

- 自分がにおいに敏感だとお感じの方は、商品を選ぶ際に、商品の表示や製造者のホームページで芳香の強さや種類の記載を確認してから、購入するかどうか判断しましょう。

②自分にとっては快適なおいでも、不快を感じる人がいることを認識しましょう。

- においの種類や強さの感じ方には個人差があります。柔軟仕上げ剤など香り付け商品を使用する時は、適量を守りましょう。

参加費無料
当日直接会場へ
お越しください

消費生活パネル展のお知らせ

消費者センターの周知及び消費者団体の活動紹介のため、消費生活パネル展を行います。区役所ロビーで行うこの展示は、今回で6回目。悪質商法の未然防止と消費生活の知識普及のため、安心・安全に役立つ身近な情報をお届けします。

【日時】 3月11日(月)~14日(木) 午前9時~午後5時
(初日は午前10時から 最終日は午後4時まで)

【場所】 区役所1階ロビー

内容

●心理チェック

「だまされやすさの心理チェック」で、あなたのだまされやすさをチェックしませんか? 心理チェックとアンケートにお答えいただいた方には、各日先着50名にボールペンを差し上げます。

●パネル展示

- * 消費生活団体・杉並区消費生活サポーターの紹介
- * 消費者センターのご案内
- * クーリング・オフ制度
- * 身の回りの危険 など

●啓発リーフレットやグッズの配布

- * 情報紙「くらしの窓すぎなみ」
- * くらしのお助けガイド
- * 訪問販売お断りシール など

消費者センターでは、パネルの展示、心理チェック、啓発リーフレットやグッズの配布などを行います。どうぞお気軽にお立ち寄りください。

お気軽に杉並区立消費者センターへご相談ください!

商品の購入、契約などについてトラブルが起きた時、迷った時などに相談を受けています。杉並区在住・在勤・在学の消費者の方なら誰でも利用でき、相談は無料です。



相談方法

電話または窓口へ (ウェルファーム杉並 3階)

相談電話

3398-3121

相談時間

平日午前9時~午後4時

杉並区立消費者センター

検索